

「中央区保健医療福祉計画 2015」と「第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画」の概要

障害者計画と障害福祉計画との関係

◆障害者計画のポイント

- ◇ 障害者基本法に基づく、策定が義務付けられた計画
- ◇ 障害者施策の理念・考え方など基本的な事項を定めた中長期の計画
- ◇ 策定にあたっては、関係者の意見を聴取

◆障害福祉計画・障害児福祉計画のポイント

- ◇ 国が作成する基本指針に基づいて、策定が義務付けられた計画
- ◇ 障害福祉サービスなどの提供体制の構築や自立支援給付などの円滑な実施を目的とした計画（3年毎に見直し）
- ◇ 策定にあたり、協議会を設置している場合は、協議会の意見を聴取

◆障害者計画と障害福祉計画等の関係のポイント

- ◇ 障害福祉計画等は、障害者計画のうち福祉サービスに関する実施計画的な位置付け

中央区保健医療福祉計画 2015（平成 27 年度～令和元年度）

中央区の保健・医療・福祉に関する考え方を盛り込んだ基本指針であり、個別の事業計画を総合する社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉計画」。令和 2 年度より「中央区保健医療福祉計画 2020」が開始。

◆基本理念

区民一人ひとりのいのちと尊厳が守られ、
生涯にわたっていきいきと健康で、
安全・安心に暮らせる都心のまち・中央区の実現

◆位置付け

障害者基本法第 11 条に基づく「市町村障害者計画」（障害者に関する基本的な計画）を包含した計画。

◆理念の考え方

- ◇ すべての区民のいのちと尊厳を守ります
- ◇ すべての区民の健康を支援します
- ◇ すべての区民の安全・安心を守ります

◆障害者分野の方向性

- ① 個のニーズに基づくサービス提供を充実します
- ② 地域生活を支える環境づくりを推進します
- ③ 地域の理解と交流を推進します

第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）

中央区の障害者福祉サービスの提供体制の確保や事業の円滑な実施に関する事項などを定めた、障害者総合支援法第 88 条に基づく「区市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「区市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した計画。

◆中央区の障害福祉の理念

だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区

◆施策体系

施策の方向性	施策	主な取組
1 個のニーズに基づくサービスの提供	施策1 在宅サービス等の充実 (P46)	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 重点 (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
	施策2 相談支援体制の充実 (P48)	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 重点
2 地域生活を支える環境づくり	施策3 地域移行・地域定着支援の充実 (P50)	(1) 地域生活支援拠点の整備 重点 (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策4 障害者の支援事業の充実 (P52)	(1) 障害者の通所事業の拡充 重点 (2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実
	施策5 就労支援の充実 (P53)	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 重点 (3) 障害者優先調達推進
	施策6 障害児の支援事業の充実 (P55)	(1) 障害児通所支援の充実 重点 (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携
3 地域での共生社会の実現	施策7 「中央区育ちのサポートシステム」の推進 (P56)	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 (2) 「育ちのサポートカルテ」の運用 重点 (3) 早期発見・早期支援の充実 (4) 発達障害に対する理解の促進
	施策8 心のバリアフリーの推進 (P60)	(1) 障害者差別解消の推進 重点 (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携
	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止 (P62)	(1) 成年後見制度や権利擁護の推進 (2) 障害者虐待防止の推進